

## 市有財産売払の件(東大阪市高井田中一丁目35番3)に係る質問回答

質問	回答
松杭に関する図面をお願いします。(位置・深さ等が分かるもの)	図面を公開いたしますのでご参照ください。
残っている建物の図面をお願いします。(できる限り詳細なもの)	既存建築物は、昭和42年に開発公社より取得したもので、図面は残っておりません。避難経路図を公開いたしますのでご参照ください。
現在お知らせいただいている松杭の撤去や建物の解体以外に、土地の中からコンクリート片やゴミなどの地中障害物が出てきた場合、その費用負担はどうなりますでしょうか？	土地売払案内書8頁「V契約」4(4)及び13頁「VI土地利用条件」5⑯、⑰の通りです。
土壌汚染などが後に判明した場合、対策工事費用はどうなりますでしょうか？	同上
ボーリング調査データがあれば、ご提供をお願いします。	ボーリング調査等は実施しておりません。
<p>アスベストについて</p> <p>ホームページに掲載されていましたが、アスベスト含有調査結果を拝見しました。集会室1床にはアスベストが含有されているのは理解したのですが、集会室1天井という項目が見つかりません。そこにはアスベストは含まれていないということなのか、そもそも調査から漏れてしまったのか、理由をご教示ください。</p>	<p>試料採取箇所は調査者と相談して決めたと聞いていますが、天井を採取しなかった理由は不明とのことです。</p> <p>(アスベスト調査は子どもすこやか部子ども相談課が実施)</p> <p>また、アスベストに関しては土地売払案内書12頁「VI土地利用条件」5⑱の通りです。</p>
<p>買戻特約について</p> <p>本物件西側の2,832.98㎡の売払時にも入札予定です。本物件を取得でき、西側物件が取得できなかった場合、本物件のみの広さでは十分な広さの工場を建てる事が出来ません。その場合、本物件は現状有姿のまま市有財産売買契約書の第8条(買戻特約)を適用していただく事を条件として入札は可能でしょうか。</p>	<p>ご質問のケースは買戻し特約登記を解除する正当な理由として認められません。また、落札者は土地売払案内書9頁「VI土地売払条件」2.2操業条件の通り、所有権移転登記後3年以内に事業を開始することが売払いの条件です。</p>